

# 江北町農業委員会の構成

◇ 農業委員会等に関する法律により町長が任命する

◇ 選任委員 13名  
13名のうち 認定農業者等 7名 (過半)  
青年 2名  
女性 2名  
利害関係のないもの 1名



## 農業委員会の主な業務

- ① 農地法に関する業務
  - 農地の権利移動【農地法第3条】
  - 農地の転用【農地法第4条・5条】
  - 農地の賃貸借の解約等【農地法第18条】
  - 和解の仲介【農地法第25条】
  - 遊休農地の有効利用の指導【農地法第30条】
  - 賃借料情報の提供【農地法第52条】
- ② 農業経営基盤強化促進法に基づく業務
  - 農業経営基盤強化促進基本構想についての意見提出【農業経営基盤強化促進法第6条】
  - 農用地利用集積計画作成要請【農業経営基盤強化促進法第13条】
  - 農用地利用集積計画の決定【農業経営基盤強化促進法第18条】
- ③ 農地等の利用関係についてあつせん及び争議の防止に関する業務
- ④ 農地パトロールに関する業務
- ⑤ 農業者年金に関する業務
- ⑥ 各種証明に関する業務
- ⑦ 全国農業新聞の普及推進に関する業務
- ⑧ 意見の公表、建議および諮問に対する答申の業務



### 【ホームページについてのご案内】

賃借料情報・農地法第3条許可申請書様式・記入マニュアルなど、本ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

### 【農業者年金加入のお知らせ】

あなたの老後生活への備えは十分ですか？年金は家族一人一人について準備することが大切です。老後の備えは国民年金プラス「農業者年金」が基本です。国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の人はだれでも加入できます。ぜひ農業者年金への加入をご検討ください。

### 【全国農業新聞購読のお知らせ】

農業に関するあらゆる情報・知識が満載の「全国農業新聞」をぜひご購読ください。

毎週金曜日発行 購読料：月600円 年間7,200円